

# 中小企業の少額減価償却資産特例の拡充

基準額の引上げ

- ① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ・制度が創設された平成15年(2003年)以後の主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、長年据え置かれてきた「30万円未満」の基準額が「**40万円未満**」に引き上げられ、適用期限が**3年延長**される。
  - ・対象となる法人から、「常時使用する従業員の数が**400人**(改正前:500人)**を超える法人**」を除外
- ② ①に伴い、「30万円以上」の取得価額要件がある制度も「**40万円以上**」に引き上げられる。  
【適用時期】**令和8年4月1日以後**に取得等する資産

## <改正の内容>

常時使用従業員数  
400人超の法人を除外

限度額の改正がない点に注意  
(中小企業庁のアンケート調査では、  
上限まで利用しているのは1割程度)

制度	取得価額	償却方法	限度額	貸付け用資産
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例 → <b>令和11年3月31日まで3年延長</b>	30万円未満 → <b>40万円未満</b>	全額損金算入	年300万円	貸付けは対象外 (主要な事業として 行うものは可)
一括償却資産の損金算入制度	20万円未満	3年均等償却	(限度なし)	
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	10万円未満	全額損金算入		

制度	対象資産	取得価額
中小企業投資促進税制	工具	1つ <b>40万円以上</b> (改正前:30万円以上)、複数合計120万円以上
中小企業経営強化税制	工具・器具備品	<b>40万円以上</b> (改正前:30万円以上)
中小企業防災・減災投資促進税制	器具備品	



### 《実務上のポイント》

通算法人、出資金1億円超の組合などの特定法人は、常時使用従業員数300人超の場合に除外となるため注意(令和6年度税制改正)。